

## 災害に備えて訓練実施

阪神淡路大震災から18年を迎えた1月17日、市消防本部は八幡警察署と合同で防災訓練を実施しました。また、一部の小学校や幼稚園でも避難訓練が行われました。



市消防本部は、八幡警察署と合同で、地震で倒壊した建物に見立てた八幡警察署内に逃げ遅れた負傷者がいるとの想定で、防災訓練を実施しました。屋上で助けを求めた住民を、市消防本部の消防隊が、はしご車で救出し、

### 八幡警察署と合同防災訓練

地上に降ろした後、警察署員と協力して応急救護所まで搬送。また、屋内の逃げ遅れた負傷者についても連携して探索し、救助しました。最後に救助された一人は、心肺停止状態という想定で、応急救護所で警察署員の補助を受けて、救急隊員がAEDを使用して、心肺蘇生や点滴等を行うという救急訓練を行いました。救出救護訓練終了後、警察署員を対象に普通救命講習会を実施し、災害現場で必要となる応急処置についての講習を行いました。

◆問い合わせ 消防本部 予防課



地震発生時の放送を聞き、机の下に避難する児童(くすのき小)

くすのき小学校では、休み時間に大地震が発生したとの想定で、避難訓練を実施しました。地震が発生したという放送で、教室にいる子どもは机の下に避難。廊下にいる子どもはしゃがんで

### 小学校でも避難訓練

で頭を守り、運動場で遊んでいる子どもは、運動



地域の防災意識を高め、災害時に円滑に避難できるようにするため、2月10日、美濃山地区自治連合会は、さくら小学校で避難訓練を実施しました。

### 地域での防災活動に参加しましょう

また、3月10日には、美濃山地区防災訓練とくすのき地区自治連合会防災訓練が予定されています。積極的に参加し、防災行動力を高めましょう。

いざという時は、隣近所の助け合いが最も大切です。自治会・町内会に加入し、共助の関係を築いておきましょう。(広報折込チラシ参照)

## 大地震からあなたと家族の命を守るために

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から約2年が経過した現在も、地震が頻発しています。東南海・南海地震が発生した場合、わたしたちの市にも大きな揺れをもたらすと考えられています。地震から自身や家族を守るためには、どのように行動したらよいか、改めて確認しておきましょう。

#### 地震発生時には

- ◆慌てて外に飛び出さない  
家具等の下敷きにならないように、丈夫な机やテーブルの下で自分の身を守りましょう。
- ◆火の始末  
火を使っている時は、揺れがおさまってから、落ちて着いて火の始末をしましょう。
- ◆出口の確保  
揺れがおさまった時に避難できるように、玄関や窓を開けて出口を確保しましょう。

#### 地震後の行動

◆正確な情報を収集  
地震等の災害時の判断に

は、正しい情報を手に入れることが重要です。防災行政無線、携帯電話、インターネット、テレビ、



### ハザードマップの活用を

昨年、各ご家庭に配布した防災ハザードマップは、拠点避難地・防災行政無線の設置場所・避難に係る備えや災害情報のしくみ等を掲載しています。ご活用ください。紛失された場合は、窓口でお渡ししますので、お申し出ください。

#### 日頃の備え

- ◆家具類の転倒・落下防止  
家具やテレビなどを固定し、転倒・落下防止措置をしておきましょう。
- ◆非常持ち出し品の用意  
非常時の持ち出し品は、必要最小限のものを、家場の真ん中に集まってしゃがみ込む。それぞれが、自分の身の安全を考えて行動しました。
- ◆声掛け合って避難  
避難勧告などが発令された場合、高齢者や子ども、障がいのある人たち(要援護者)に声を掛けて、近所で協力して速やかに避難しましょう。また、できるだけ、集団で避難するように心がけましょう。

### 被災地から市内に避難された皆さんへ

市では、東日本大震災で被災し、市内に避難して来られた皆さんに生活の支援を実施しています。

総務課で被災者登録をし、発行された被災者確認書を基に、各担当課が各種支援を行います。

なお、被災者登録の受け付けは、国の事業に合わせて終了しますが、時期は未定です。

#### 問い合わせ 総務課

◆拠点避難地の場所を確認  
市では、地域ごとに避難地のリュック等に分割させて、すぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。

難地を指定しています。自分の住んでいる地域の避難地がどこなのか確認し、出来れば自宅から避難地まで実際に歩いてみましょう。

### 防災対策

#### ブロック塀等の除去、生け垣設置に助成

地震等の災害時に、ブロック塀等の倒壊による歩行者への人的被害を未然に防止し、避難路を確保することを目的に、既存の危険なブロック塀を除去または生け垣を設置

する市民の皆さんにその費用の一部を助成する制度があります。詳細については、お問い合わせください。

◆問い合わせ 総務課

#### 耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅(昭和57年1月1日以前から存在する住宅で賃貸住宅を除く)の耐震改修工事を実施した場合、工事完了の翌年度よりその家屋の固定資産税

額(120㎡相当分までに限る)の2分の1を減額します。詳細については、お問い合わせください。

◆問い合わせ 資産税課